指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日:平成22年7月5日 評価者:川崎区公の施設管理運営調整委員会

1. 業務概要

施設名	川崎市体育館		
指定期間	平成18年4月1日 ~ 平成23年3月31日		
業務の概要	・施設全般の管理運営に関する業務 ・施設設備の利用提供に伴う業務 ・生涯スポーツ振興事業の実施等に関する業務 ・施設の維持保全に関する業務 ・ スポーツ行政等への協力業務		
指定管理者	名 称: スポーツ施設管理運営体協グループ 代表者: 財団法人川崎市体育協会 会長 斉藤義晴 住 所: 川崎市中原区宮内4丁目1番地2 電 話: 044-739-8844		
所管課	川崎区役所 地域振興課 課長: 田澤 彰(内線:61350) 担当 稲垣道人(内線:61363)		

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に十分な 量及び質のサービスを 提供できたか。	地域のスポーツ振興を担う施設として、スポーツ活動の場を提供するとともに、プログラムを含めた参加機会の提供、地域スポーツ活動の支援や意識啓発、地域人材の育成等に積極的に事業展開が図られた。特に指導者講習会の拡充を図るとともに、保育ボランティアを活用することによって、子育で期の親のスポーツ活動参加促進のため保育付きの事業の実施を行った。また、業務の効率化を図り定期点検・清掃作業を集約することにより休館日を年18日から年12日とし、開館日を増やし利用機会の拡大に努めた。利用時間についても、事前打合せにより延長希望に対応したほか、突発的な延長希望についても他の利用者に影響がない範囲で柔軟に対応し、利用者の利便性向上を図った。利用者へのアンケート調査を実施し利用者のニーズを把握するとともに、可能な限り計画に反映させた。指定期間直前の平成17年度から比べると、平成21年度実績では利用者が24,536人増加している。スポーツ教室等事業も、積極的な事業展開により、平成17年度実績の15教室から平成21年度実績では24教室となっており、より多くの市民に対して運動の機会を提供している。
2	当初の事業目的を達成することができたか。	事業計画に基づいた施設の運営がなされた。 管理運営の基本方針の具現化のため、「川崎市体育館サービス向上指針」を策定し、市 民サービスの向上を図った。自己評価を行うことにより、事業目的の達成度を検証するととも に改善にも取り組んだ。施設の空き状態をなくすため、積極的に団体への利用呼びかけを行 ったり、会議室のスポーツ利用を認めたりして、施設の稼働率を向上させ、効率的な事業運 営を進めた。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	安全・安心に関して問題となる事案はなかった。 緊急時の迅速かつ的確な対応のため、訓練、研修、ミーティングを通して知識・技能習得 と意思疎通を図った。設備の定期点検をはじめ、有事に使用できるように維持管理し、施設 設備全般に対する総括責任者を中心とした安全パトロールが実施され、施設の安全管理に 配慮していた。緊急時に備えた管理運営や常時の安全点検など危機管理に努めるとともに、 施設環境の整備にも取り組みが成されている。
4	さらなるサービス向上の ために、どういった教訓 や課題が導かれるか。	幼児から高齢者まで市民誰もが地域で気軽にスポーツを楽しめるスポーツの拠点として、生涯スポーツを通じたまちづくりを目指すとともに、市民の健康・体力の維持・増進やスポーツ活動の推進に努め、生涯スポーツの振興を図ることが必要となる。公平で平等な利用を確保し経済効果にも留意した上で、公共性と効率性との両立を目指し、サービス水準の向上と効率的な管理運営による経費節減を図ることが重要である。自己モニタリングやアンケート等の検証、教室終了後の活動支援等についての検討等に留意した管理運営とともに、総合型地域スポーツクラブの育成・支援、地域との連携によるスポーツ振興事業のほか、地域の活性化、高齢化対応、子育て支援、障がい者スポーツ振興、健康都市づくりなどの行政課題の解決にも留意し、事業展開を図ることが求められる。

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマ ネジメントは行われた か。	年度毎、四半期毎の月毎に事業報告書等によるモニタリングのほか、適宜、管理運営事業の実施状況調査(現地ピアリング等を含む)を行うと共に、管理運営事業の実施に際しての相談・指導、管理運営上の各種問題発生時の対応・指導、その他、施設の適正な管理運営に必要な調整・協議・指導などを実施した。
2	制度活用による効果はあったか。	指定管理制度を導入することにより、民間の技術的・経営的能力を活用し、今日の市民の多様化するニーズへの対応、施設利用者の利便性の向上やスポーツ活動の充実、新たなスポーツ教室事業等の提供、スポーツイベント情報提供等のサービス向上等を図るとともに、事業展開における指定管理者の創意工夫により、効率的、効果的な業務遂行が成され、市の財政負担の軽減等を図ることができた。 ※ 市の財政負担としては一般財源ベースで直営時 83,534 千円から制度導入後 70,000 千円となり、約 16%の削減が図れている。 ※ 利用実績でも直営時の平成17年度から比べ、平成21年度では利用者が24,572名増加しており、より多くの人に運動機会を提供できたことの数的成果がでている。
3	当該事業について、業 務範囲・実施方法、経 費等で見直すべき点は ないか	大きな改善点はない。 課題としては、市の大規模施設中長期保全計画と維持管理業務とのすり合せや、指定期間中の市の行う修繕計画上の工事実施・管理についてのリスク分担等に留意することが必要である。また、経年劣化しているスポーツ器具等の備品更新や経費の平準化や維持管理の効率化に向けて備品のリース化の検討が必要である。
4	指定管理者制度以外の 制度を活用する余地は ないか	現在のところ候補となる制度は見受けられない。

4. 今後の事業運営方針について

公の施設としての理念を尊重し、社会体育施設としての役割を果し、地域のスポーツ振興を担う施設として、スポーツ活動の場を提供するとともに、プログラムを含めた参加機会の提供、地域スポーツ活動の支援や意識啓発、地域人材の育成など、地域のスポーツ振興に必要な事業について積極的に事業展開していくことが必要である。

幼児から高齢者まで市民誰もが地域で気軽にスポーツを楽しめるスポーツの拠点として、生涯スポーツを通じてのまちづくりを目指すとともに、市民の健康・体力の維持・増進やスポーツ活動の推進に留意し、地域における生涯スポーツの振興を図る。また、公平で平等な利用を確保しつつ、経済効果にも留意し、公共性と効率性との両立を目指すよう努め、サービス水準の向上と効率的な管理運営を目指す。

また、総合型地域スポーツクラブの育成・支援、地域との連携によるスポーツ振興事業のほか、地域の活性化、高齢化対応、子育て支援、障がい者スポーツ振興、健康都市づくりなどの行政課題の解決にも留意した施設運営を図っていくことが必要となる。